

2018 年 6 月 5 日

# (株)東京環境測定センターニュース

(No. 204)

## 1. 個人サンプラーを活用した作業環境管理の検討

最近、作業環境測定機関の仲間の情報交換で個人サンプラーの話が話題になったり、研修会等で演題として取り上げられる機会が多いようです。確かに厚生労働省のウェブサイトを見ると、個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会が立ち上げられています。平成 29 年度に 3 回開催され、今年度に入ってから 1 回目が 6 月に開催されました。

安衛法 65 条の作業環境測定は場の測定であり、個人サンプラーは、個人ばく露の測定ではありますが、職場における労働者の安全と健康を確保するためにより良い方法、評価を検討してもらいたいものです。

### 第 1 回目検討会での開催の趣旨説明です

化学物質などの有害物の作業環境測定については、これまで A 測定、B 測定という形で行われおり、場の測定に基づく評価だけでは対応が厳しい事案も指摘されている。作業環境測定の制度制定時から、個人サンプラーを用いた測定に関わる状況も大きく変化しており、また、平成 28 年 6 月に施行された改正労働安全衛生法におけるリスクアセスメントの実施ということもある。合理的な作業環境管理の観点から、これまで以上に個人サンプラーの重要性が高まっている。このような状況を踏まえ、今回の検討会の開催に至った。本検討会において、様々な現場の状況に合った個人サンプラー導入方針についてご検討をお願いしたい。

### 第 1 回から第 3 回の検討会を踏まえた今後の検討会運営方針（事務局案）です

#### 1. 個人サンプラー導入方針の整理

- (1) 作業環境測定手法については、労働者保護の観点から技術の進展に併せて法令に定める技術的事項を見直すことが必要であり、労働者の呼吸域の空気を正確に測定可能で、かつ、8 時間通して作業場の測定・評価が可能な個人サンプラーによる測定を、将来的には A B 測定と同様に、労衛法令上全ての作業場に導入できるものとするのが望ましい。
- (2) 他方、現在、同測定を実施できる測定士の数は十分でないため、全面的な導入のためには、一定の期間を設け、個人サンプラーによる測定もできる測定士の養成を推進する必要がある。
- (3) まずは、現行の A B 測定に比較して個人サンプラー導入による健康リスク低減効果が特に大きい以下の作業に限定して先行導入することが望ましい。この時 A 測定 B 測定か、

個人サンプラー測定かは、事業者が任意に選択できるものとする。

(ア) ベリリウム等管理濃度が超低濃度の物質を取り扱う作業場

(イ) 溶接、吹付け塗装など現行のA B測定では濃度が過小評価されることが明らかになっている作業場

(ウ) 特定粉じん作業などのうち、局排の設置は困難と署長が認定した作業場

(エ) その他

(4) さらに、一定期間経過後、個人サンプラー測定ができる測定士養成の進捗状況と個人サンプラー測定を先行導入した結果などを改めて検討し、円滑な導入が期待できると見なされた場合には、全ての作業場に対して導入を可能とすることが望ましい。

(5) なお、現行のB測定に個人サンプラーをツールとして取り入れるための対応は先行して行うことも可能

2. 本検討会の運営方針(2019年央までに8～10回程度開催予定)

(1) 場の改善につなげるための評価方法、人材の育成等導入に伴う課題等を様々な角度から予測し、課題について慎重に分析・検討を行う

(2) 課題の解決に向けた方策(測定・評価基準、測定士の要件、測定士の育成手法(講習内容、講師養成、教材開発等)、育成に係る国の支援のあり方、事業者の理解増進方策等)について具体的に検討する

3. スケジュール

略

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。